

# 5 令和3年度制度改正について

## 目次

---

### 令和3年度の制度改正により今後整備すべき体制

- ▶ ①ハラスメント対策の強化
- ▶ ②業務継続に向けた取組の強化
- ▶ ③感染症対策の強化
- ▶ ④高齢者虐待防止の推進



# 5 令和3年度制度改正について

## ① ハラスメント対策の強化

■雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられている。(令和3年4月から義務化)

### 事業主が講ずべき措置の具体的内容

#### ○事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。

#### ○相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

※カスタマー(利用者又はその家族等からの)ハラスメント防止のために事業主が講じることが望ましい取組

- ◆相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ◆被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等)
- ◆被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)



# 5 令和3年度制度改正・報酬改定のポイント

## ②業務継続に向けた取組の強化

■感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。(3年間の経過措置期間)。

### 事業者が講ずべき措置の具体的内容

#### ○ 業務継続計画の策定 ※イ、ロを一体的に策定することも可能

イ感染症に係る業務継続計画(平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立)

ロ災害に係る業務継続計画(平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携)

#### ○ 研修

◆計画の具体的内容を職員間に共有、平常時の対応の必要性・緊急時の対応に係る理解の励行

◆年1回(または年2回※)以上の定期的な開催、新規採用時には別に研修実施が望ましい、実施内容の記録

◆感染症の業務継続計画については感染症予防・まん延防止研修との一体的な実施も可

#### ○ 訓練(シミュレーション)の実施

◆業務継続計画に基づいて役割分担の確認、感染症や災害発生時に実践するケアの演習を年1回(または年2回※)以上定期的に実施

◆感染症の業務継続計画に係る訓練については感染症予防・まん延防止訓練との一体的な実施も可

※地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護の場合



# 5 令和3年度制度改革

## ③感染症対策の強化

■介護サービス事業者に、感染症の発生又はまん延等の防止に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務づける(3年間の経過措置期間)。

### 事業者が講ずべき措置の具体的内容

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  
専任の担当者の設定、感染症の知識を有する者を含む幅広い職種で構成することが望ましい、6月に1回（または3月に1回※1）以上開催
- 指針の整備  
平常時の対策（衛生管理、感染対策）及び発生時の対応（状況把握、拡大防止、他機関との連携、行政への報告）等を規定
- 研修の実施  
適切な知識を普及・啓発、指針に基づいた衛生管理の徹底、衛生的ケアの励行  
年1回（または年2回※2）以上の定期研修及び新規採用時には研修実施
- 訓練の実施  
発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき役割分担の確認、感染対策をしたうえでのケアの演習を実施  
年1回（または年2回※2）以上

※1 地域密着型介護老人福祉施設の場合

※2 地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護の場合



# 5 令和3年度制度改革

## ④高年齢者虐待防止の推進

■全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける（3年間の経過措置期間）。

### 事業者が講ずべき措置の具体的内容

#### ○虐待の防止のための対策を検討する委員会

構成メンバーの責務・役割分担を明確にし定期開催、事業所外の虐待の専門家を委員として活用することが望ましい、他の会議体と一体設置も可

#### ○指針の整備

虐待防止に対する基本的考え方、組織、研修、発生時の対応方法・相談・報告体制、成年後見制度の利用支援、苦情解決方法、当該指針の閲覧、その他虐待防止の推進に必要な事項

#### ○研修の実施等

基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発、指針に基づいた虐待防止の徹底を行うもの、研修プログラムを作成し、年1回（または年2回※）以上の定期研修、新規採用時には必ず研修の実施

#### ○専任の担当者の設定

上記の措置を適切に実施するための専任担当者の設定

※ 地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護の場合



## 【参考資料】※厚生労働省 HP

- ・介護現場におけるハラスメント対策

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

- ・事業継続計画作成支援に関する研修

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

- ・介護現場における感染症対策の手引き

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>

- ・高齢者虐待防止

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/boushi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html)

- ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号)(抄)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000772387.pdf>

(サービス種別ごとに、以下の該当ページを参照ください。)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2 ~ 17ページ
夜間対応型訪問介護	17 ~ 23ページ
地域密着型通所介護	23 ~ 35 ページ
認知症対応型通所介護	35 ~ 38 ページ
小規模多機能型居宅介護	38 ~ 42 ページ
認知症対応型共同生活介護	42 ~ 57 ページ
地域密着型特定施設入居者生活介護	57 ~ 61 ページ
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	61 ~ 75 ページ
看護小規模多機能型居宅介護	75 ~ 77 ページ